



府中町単独自治調査研究審議会

第1回 令和8年5月19日開催

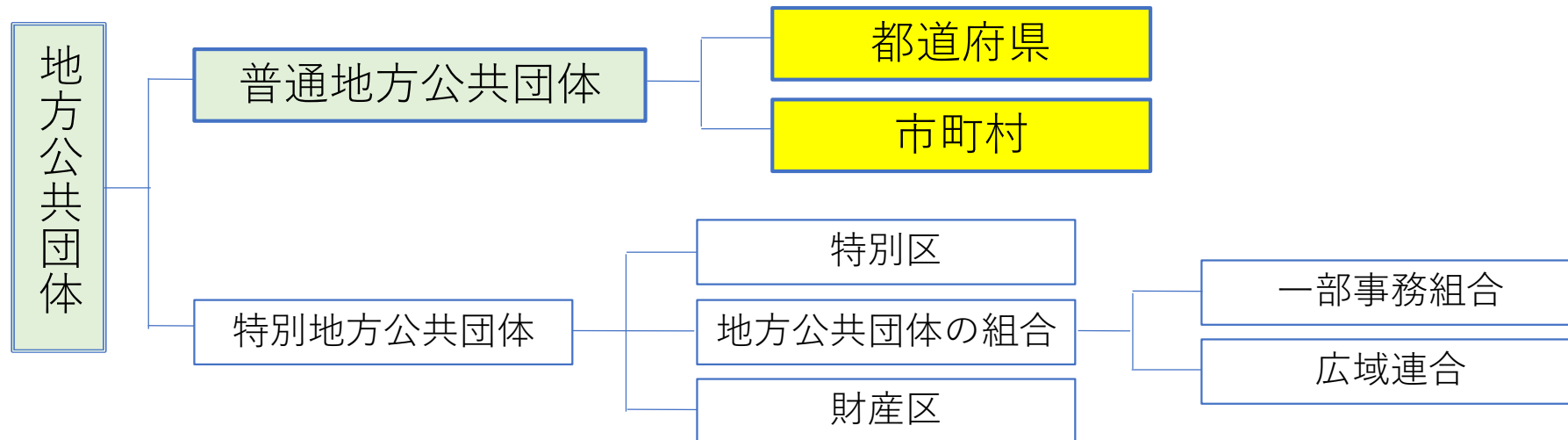
## ～目次～

1. 自治体の概要
2. 市制施行について
3. 当町における在り方の検討
4. 審議について

# 1. 自治体の概要

# 1-1. 自治体の種類

地方自治法に定められる地方公共団体（＝地方自治体）には、いくつかの種類があります。



都道府県	<b>市町村を包括する広域の地方公共団体</b> として、「広域にわたるもの」「市町村に関する連絡調整に関するもの」「その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でない認められるもの」を処理する。
市町村	<b>基礎的な地方公共団体</b> として、都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、「地域における事務」及び「その他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされる事務」を処理する。

# 1-2. 地方公共団体の構成

令和2年の国勢調査において、地方公共団体の状況は次のとおりです。  
 府中町は、全国の町村で唯一人口が5万人を超える自治体となっています。

種別①		種別②		人口（最大～最小）			
都道府県	47	都	1	14,047,594（東京都）			
		道府県	46	9,237,337（神奈川県）	～	553,407（鳥取県）	
市町村	1,718	市	指定都市	20	3,777,491（横浜市）	～	693,389（静岡市）
			中核市	60	642,907（船橋市）	～	188,465（鳥取市）
			その他	712	498,232（松戸市）	～	2,989（歌志内市）
		町	743	<b>51,155（府中町）</b>	～	847（大熊町）	
		村	183	41,206（読谷村）	～	169（青ヶ島村）	
特別区	23	—	—	943,664（世田谷区）	～	66,680（千代田区）	

※令和3（2021）年に、2市（松本市、一宮市）が中核市へ移行。

※町の人口は福島県双葉町を除く。

# 1-3. 市と町村の違い(要件)

市及び町村の要件は、地方自治法に次のとおり定められています。  
令和2年の国勢調査では、人口5万人を超える町村は府中町のみであり、  
地方自治法上の市の要件を満たす町村は全国で府中町のみとなっています。

市	町村
1 人口5万人以上	【町の要件】 都道府県の条例で定める町としての要件を備えている  【村の要件】 なし
2 中心市街地を形成している区域内にある戸数が、全戸数の6割以上	
3 都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、全人口の6割以上	
4 都道府県の条例で定める要件を備えている	

※要件を満たしても、自動的に市や町になることはない。同様に、要件を満たさなくなっても、自動的に町や村に戻ることはない。

※都道府県条例の市の要件は、後のページに掲載。

## 1-4. 市と町村の違い(制度上の相違)

市と町村については、地方自治法に定める要件（人口5万人以上など）のほか、次の違いがあります。

### 【町村と比較した市の特徴】

- ・「郡」の表記が無い。
- ・福祉事務所（生活保護や障害児福祉手当などの事務を行う）の設置義務がある。
- ・議会において、招集告示や議決事項などについて違いがある。
- ・選挙において、告示日や供託金、使用できるはがきの枚数などについて違いがある。
- ・法令により市が行うべき事務がある。（町村の場合は都道府県が実施）

など

# 1-5. 市町村の変遷

市町村の数は、過去の度重なる合併期を経て大幅に減少してきました。

	明治の大合併			昭和の大合併			平成の大合併		
	明治21年	明治22年	増減	昭和28年	昭和36年	増減	平成11年	平成22年	増減
全国	71,314	15,859	▲ 55,455	9,868	3,472	▲ 6,396	3,229	1,727	▲ 1,502
広島県	1,174	465	▲ 709	329	110	▲ 219	86	23	▲ 63

明治の大合併	「市制町村制」の施行に伴い、行政上の目的に合った規模と自治体としての町村の単位の隔たりをなくすことを目的として実施。
昭和の大合併	戦後、新制中学校や市町村消防、社会福祉等の新たな事務を市町村が行うこととされ、能率的処理のため合理化が図られた。
平成の大合併	地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行政基盤を確立することが強く求められ、全国的に合併を積極的に推進。

# 1-6. 町村から市への移行(全国)

これまで全国で5万人を超えた町村は、行政サービスの充実や都市的イメージの獲得のため、数年のうちに市制を施行しています。  
そのため、現時点では府中町のみが5万人を超える町となっています。

※昭和60（1985）年以降の国勢調査で人口5万人を超えた全国34町村のうち、33町村が市制を施行。

## 5万人を超える町村の状況（国勢調査より）

### 平成22（2010）年

滝沢村	53,857人	H26市制
長久手町	52,022人	H24市制
野々市町	51,885人	H23市制
府中町	50,442人	
白岡町	50,272人	H24市制
大網白里町	50,113人	H25市制

### 平成27（2015）年

富谷町	51,591人	H28市制
府中町	51,053人	
那珂川町	50,004人	H30市制

### 令和2（2020）年

府中町	51,155人
-----	---------

# 1-7. 町村から市への移行(広島県)

昭和22（1947）年以降、広島県内において11の市が誕生しています。この中で、合併ではなく単独での市制施行は、廿日市市のみとなっています。

名称	年月日	形式
因島市	昭和28年5月1日	合併
三次市	昭和29年3月31日	合併
松永市	昭和29年3月31日	合併
府中市	昭和29年3月31日	合併
庄原市	昭和29年3月31日	合併
大竹市	昭和29年9月1日	合併

名称	年月日	形式
竹原市	昭和33年11月3日	合併
東広島市	昭和49年4月20日	合併
廿日市市	昭和63年4月1日	単独市制
安芸高田市	平成16年3月1日	合併
江田島市	平成16年11月1日	合併

※町村が市へ移行する場合は、地方自治法上の要件を満たす必要があるが、合併の場合は「市町村の合併の特例に関する法律」により要件が緩和されるため、人口5万人未満など、要件を満たさない市の設置も可能。

## 2. 市制施行について

## 2-1. 市制施行の概要

- 法令上の要件である人口5万人を超えた町村の大半は数年のうちに市制を施行しており、要件を満たせば市制を施行することは、行政として地域の発展を目指す基本的な姿勢になっています。
- しかし、要件を満たせば自動的に市になるわけではなく、法律上定められた手続きが必要になります。  
この手続きにおいては、議会での議決など「住民の意向」が必要になりますが、大半の住民にとって、行政体制の違いは実感が湧きにくいものと考えられます。
- このため、過去に市制を施行した自治体では、住民の理解を深めるための説明会や情報発信のほか、アンケート調査など様々な活動を行ったうえで、市制施行の手続きを行っています。

## 2-2. 市制施行の概要(手続き)

- 市制施行にあたっては、町村議会の議決にて意思決定を行い、県へ申請を行います。
- 申請を受けた県は国との協議を行い、国からの異議が無ければ、県議会にて議決を行います。
- 県議会での議決が行われれば、県から国へ届出を行い、総務大臣告示が行われます。これにより、正式に市制施行となります。



## 2-3. 市制施行の要件(地方自治法)

市制施行にあたっては、「法律（地方自治法）」と、「都道府県の条例」に要件が定められています。

地方自治法（第8条）の要件		当町の場合
1	人口が5万人以上	51,155人 ※令和2年度国勢調査
2	中心市街地を形成している戸数が、全戸数の6割以上	99.5% ※令和2年度人口集中地区人口
3	商工業等に従事する人（同一世帯員含む）が、全人口の6割以上	76.5% ※令和2年度国勢調査
4	都道府県の条例で定める都市としての要件を具えている	次ページ掲載

最新の国勢調査や、正式な測定により改めて確認を行う必要がありますが、当町は、地方自治法の要件のうち1～3を満たしていると考えられます。

## 2-4. 市制施行の要件(都道府県条例)

広島県の条例（市としての要件に関する条例）		当町の場合
1	官公署が3以上設けられている	交番2、郵便局7、駅1
2	高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校が3以上設けられている	高等学校2 (参考:専門学校2)
3	公私立の図書館、博物館、公会堂又は公園等の文化施設を有する	公民館、図書館など
4	上水道、下水道、軌道又はバス事業等を、当該団体において経営している	町内循環バス、 下水道事業
5	銀行及び会社の数及びその規模が、他の市に比しておおむね そんな色がない	銀行等金融機関の支店、 その他法人
6	商工業等に従事する人（同一世帯員含む）が、最近5年間増加 の傾向にある	就業者に対する割合 H27:96.4% ⇒ R2:96.4%
7	病院、診療所、劇場、映画館等の施設が、相当数設けられて いる	病院2、診療所42、 歯科28、映画館など
8	財政状況が他の市に比しておおむねそんな色がない	財政力指数0.76 (令和6年度、県内4位)

現時点では、広島県条例の要件についても概ね満たしていると、町として判断しています。（2，6の要件の解釈については調査中）

## 2-5. 市制施行に係る調査

当町では、市制施行にあたっての考え方や、市制施行後の変化について確認を行うため、市制を施行した、または施行を検討している自治体へ視察調査を行いました。

### 【視察を行った自治体】

自治体	市制施行時期
愛知県 みよし市	平成22年1月4日
岩手県 滝沢市	平成26年1月1日
宮城県 富谷市	平成28年10月10日
福岡県 那珂川市	平成30年10月1日
茨城県 阿見町	検討中（令和9年の施行を断念）
福岡県 粕屋町	検討中

### 【主な調査項目】

- ・ 市制施行による効果や変わること
- ・ 市制施行にあたっての手続きや作業
- ・ 住民に向けた情報発信や意向調査 等

## 2-6. 市制施行に係る調査結果①

視察による調査結果について整理すると、市制施行の効果や影響について、次のものが考えられます。

### 【権限移譲、イメージアップなど】

- ・ 処理できる業務の範囲が拡大し、住民サービスの向上につながる。
- ・ 市になることで、「郡・町」のイメージとのギャップを解消し、都市的イメージの獲得ができる。
- ・ 市制施行を契機とした情報発信力の強化による認知度の向上により、住民の移住、企業やオフィスの進出が促進される。
- ・ 市へ「昇格」することへの期待感や一体感が高まり、住民の地域への愛着や誇りの更なる向上につながる。
- ・ 町村会から市長会への移行による自治体間の連携強化、情報収集力の向上。
- ・ 市へ「昇格」することで、自治体としての発言力、影響力が一層高まる。
- ・ 職員の意識やスキルの向上。

※全国の町村の人口が約1,039万人（926町村）に対し、市は約1億602万人（792市）

## 2-7. 市制施行に係る調査結果②

### 【コスト、手続き】

- ・自治体により差はあるが、システム改修や看板の修正などに2億円前後の経費がかかる見込み。（コストの内訳については現在精査中）
- ・住所表記が変わることで、多くの場合は不要であるが、一部手続きが住民に発生する。  
《那珂川市の場合、手続きや確認が必要なものは115件のうち10件》

※移行経費は国からの特別交付税の対象となっておりますが、その配分は国で決定します。

※住民の手続きについては、円滑な手続きが行えるよう、必要な手続きの一覧表を自治体で作成し、住民に配布しています。

## 2-8. 市制施行に係る調査結果(まとめ)

視察による調査結果を踏まえると、市制施行により、権限移譲による住民サービスの拡大や、イメージアップによる認知度の向上、情報発信・収集力の強化、行政の能力強化といった効果が期待できます。

一方で、移行時のコストなどの側面もありますが、視察先の自治体は、いずれも「かかる経費も将来に向けた必要経費である」「市制自体のデメリットは無い」と考えており、「市制に移行して良かった」との意見をいただいています。

これらを踏まえると、市制施行を行うことは、地域の発展に向けた自治体の在り方として有力な選択肢であると考えられます。

### 3. 当町における在り方の検討

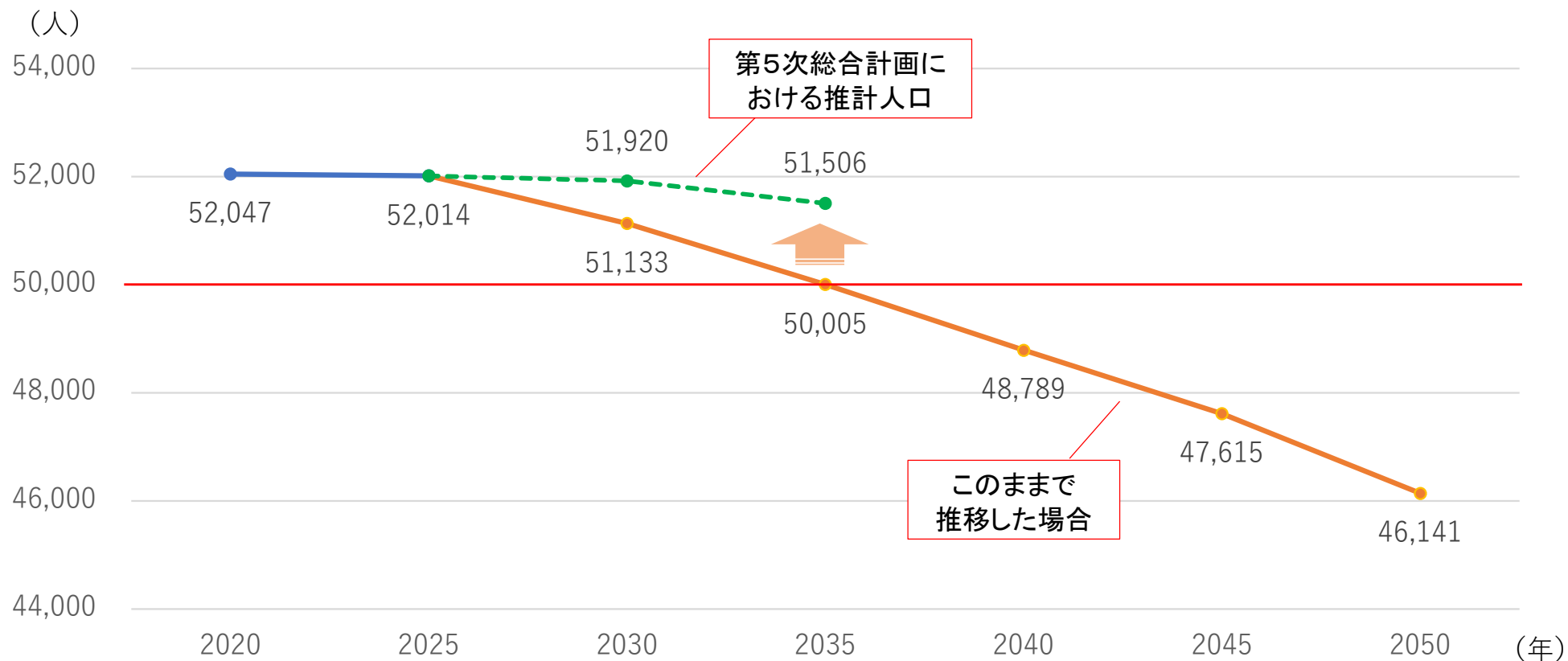
## 3-1. 当町における課題

環境の変化により、当町を含む自治体は、今後様々な課題に直面することが考えられます。

- 少子化・高齢化による人口減少により、日本の総人口は減少局面に入っています。自治体は地域の「人」で成り立っていますので、人口の減少は大きな問題になります。
- 自然災害による被害の増加や感染症の世界的な流行など、環境の変化に伴い 住民のニーズも大きく変化しています。
- 社会情勢の変化や住民の価値観・生活様式の変化により、地域のつながりが希薄化し、地域の存続が危ぶまれています。

当町も既に人口が減少傾向となっており、今後、まちの存続にも関わる課題になるおそれがあります。

## 3-2. 当町における課題(推計人口)

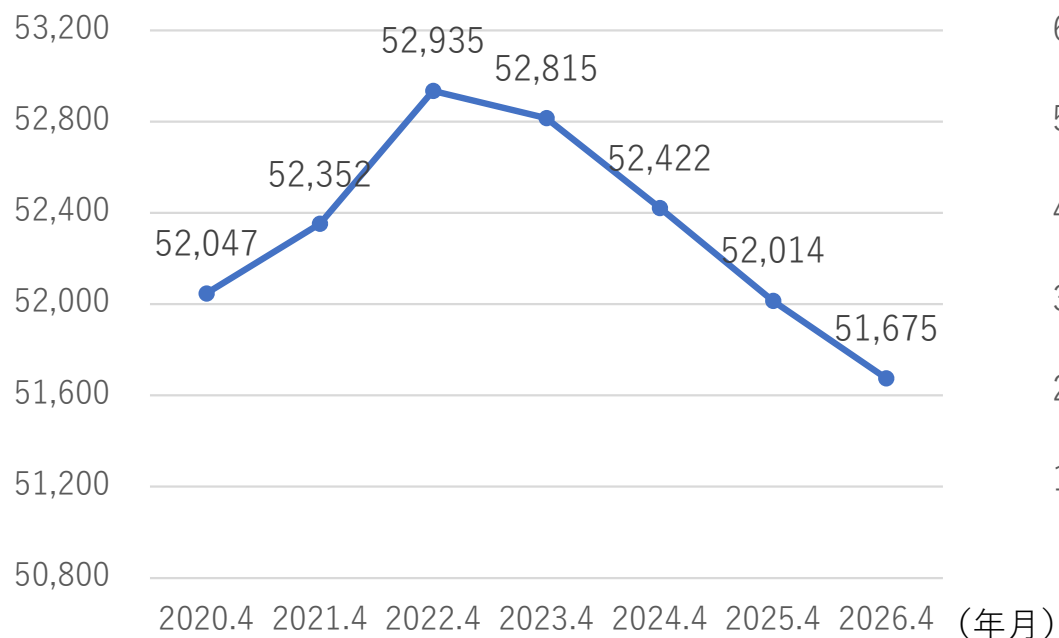


「国立社会保障・人口問題研究所」の将来推計人口を基に当町で作成

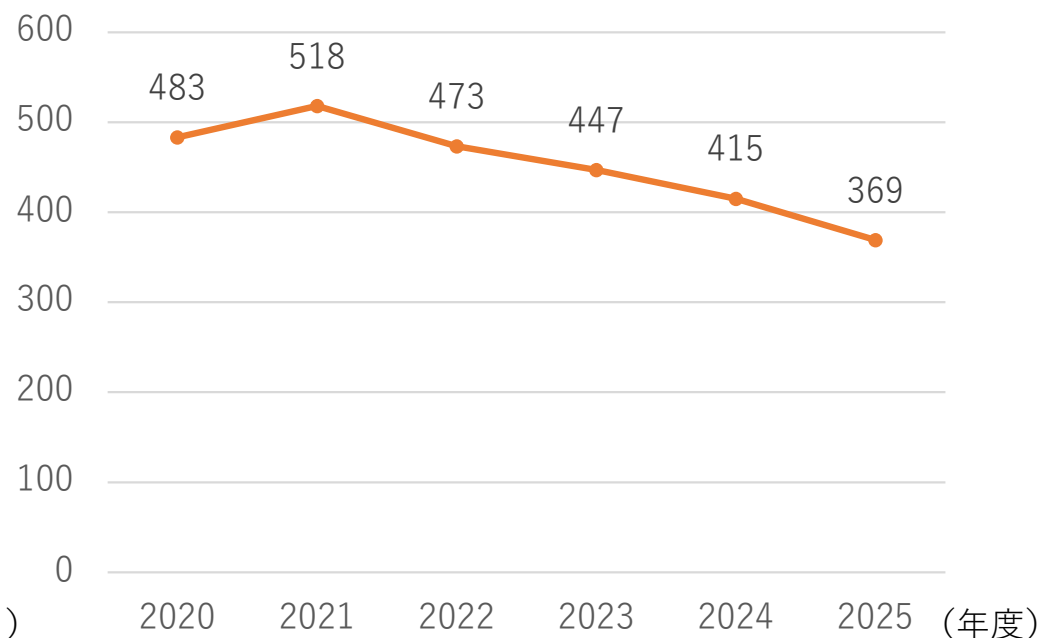
このままで推移した場合、人口は減少傾向となり、将来的に5万人も割り込む見通しとなっています。当町では、「府中町第5次総合計画」にて人口規模の維持を目指しており、各種取組の効果を踏まえた推計人口を設定しています。

# 3-3. 当町における課題(人口推移)

(人) **人口推移** (住民基本台帳・各年4月時点)



(人) **出生数** (各年度内合計人数)



直近6年間の人口推移について、2022年度以降減少傾向となっています。また、出生数についても、2021年度以降減少傾向となっています。

## 3-4. 課題に対する取組

今後直面する課題の解決に向け、当町では、町の最上位計画である「府中町第5次総合計画」（期間：令和8～17年度の10年間）を策定し、地域の活性化や5万人規模の人口の維持を図ることとしています。

この中で、「当町の特色と将来を見据えた単独自治の在り方」を検討することとしており、単独自治の在り方の選択肢として、合併ではなく「単独で市になること」を検討したいと考えています。



## 3-5. 市制施行を検討する理由①

### ○課題解決に向けた取組

人口減少などの課題の解決に向けては、地域に「人」「モノ」「情報」「仕事」を呼び込んでくることが必要不可欠です。そのためには、地域の魅力やブランド力を高め、外に向けて発信していくことが重要になります。

当町は、実態として商工住のバランスの取れた「都市機能を備えた街」である一方、「町」ということで、実態とイメージが合っていないという状況があります。

このため、当町の魅力や実態を最も分かりやすく発信でき、  
また、全国で府中町でしかできない取組として注目度が高い

「市制施行」により、単独自治体として地域の誇りや愛着、地域ブランド力を更に高め、情報発信を強化するとともに、市長会の規模を背景とした自治体間の連携強化による情報収集力の向上につなげたいと考えます。

## 3-6. 市制施行を検討する理由②

### ○課題解決に向けた行政の姿勢

行政の責務として、現在行われている対策や取組だけでなく、子供や孫の将来世代も見据えたまちの発展・成長につなげる施策を進めていくことが極めて重要と考えます。

そのため、現状に甘んじることなく、新たな視点で取り組んでいく姿勢や、短期的なメリット・デメリットではなく、長期的な視点で地域の発展を考える姿勢が必要であると考えています。

人口減少などの課題への対応は、これまでも取組を行ってきましたが、将来を見据え、市制施行を契機としたシティプロモーションの強化や企業誘致などの、新たな取組が必要と考えられます。

※人口要件があるため、人口が減少すると市制施行はできなくなる。

## 3-7. まちづくりの取組①

### ○都市公園における官民連携事業

#### 【取組概要】

- ・ WACTORYパーク揚倉山（揚倉山健康運動公園）について、官民連携（PARK-PFI）による再整備を行います。
- ・ これにより、地域住民の新たな「集いの場」を創出するとともに、女子プロサッカーチーム「サンフレッチェ広島レジーナ」の練習拠点として利用する予定です。

#### 【市制による効果】

- ・ 市制施行による話題性や発信力の強化は、都市型産業であるプロスポーツチームによる発信の効果と相乗し、人口の維持や企業誘致についてさらなる効果を高めることが期待できます。



再整備のイメージ

## 3-8. まちづくりの取組②

### ○向洋駅周辺土地区画整理事業

#### 【取組概要】

- ・ JR向洋駅周辺地区は、マツダ(株)本社のほか都市機能が集積しています。連続立体交差事業と土地区画整理事業を一体的に進めることで、今後さらなる発展へつながる可能性を有しています。

#### 【市制による効果】

- ・ 利便性や拠点性といった観点から、向洋駅周辺地区は企業誘致の有力な拠点であると考えられます。
- ・ 誘致には企業による認知が重要になるため、市制施行による都市的イメージの向上や認知度の向上は、大きな効果があると考えられます。



JR向洋駅周辺の様子

## 3-9. まちづくりの取組③

### ○地域の活性化、つながりの強化

#### 【取組概要】

- ・当町は、明治22（1889）年の村制施行以降、一度も合併をせず現在に至っています。これは、住民が地域に愛着を持ち、地域の存続を願ってきた結果であるといえます。当町では、これまで築いてきた地域のつながりを生かし、地域の活性化を推進していきたいと考えています。

#### 【市制による効果】

- ・市制施行は、これまで住民が築いてきた地域の形が、市へ“昇格”することでもあり、住民にとって大変励みになります。このように、市制施行により地域への愛着を深め、住民の誇りの醸成に寄与することが考えられます。



南公民館の建替イメージ

## 3-10. メリット・デメリット①

メリットやデメリットは人により受け止め方が異なるため一概には言えませんが、以下のとおり整理しています。

- 中長期的な課題の解決に向け、将来のまちの発展を主な目的としています。そのため、短期的な視点ではなく、まちのイメージや魅力を高め、発信することで人や企業を呼び込み、将来的な地域の発展・成長や、にぎわいの創出につながっていくことが、大きなメリットと考えます。
- 当町は、町として市制施行の人口要件を満たす全国で唯一の自治体です。当町しかできない取組として注目度も高く、元気な自治体の印象もあわせて、大きなアピールとなります。
- 町村会から市長会へ移行することで他の市とのつながりや連携が強化され、情報収集力が向上し、施策立案など、行政の能力向上につながります。

## 3-11. メリット・デメリット②

- 行政におけるシステムや看板の変更などのコスト（他自治体では2億円前後）のほか、住民や事業者における住所変更関係の手続き（住所登録や表示の変更）が発生します。

※コストの内訳については精査中であり、次回以降の審議会にてお示しします。

※那珂川市の場合、手続きや確認が必要なものは115件のうち10件

- 当町の場合、既に福祉事務所を設置しているため、行政の事務は市制施行により大きく変わることはありません。

## 3-12. コスト・手続き①

### ○行政のコスト

他自治体の事例より、移行経費には国からの特別交付税が措置されると見込まれます。詳細な内訳は公表されていませんが、他自治体での交付状況は次のとおりです。

(単位：千円)	前3年度平均	移行年度	後3年度平均
白岡市	127,393	291,341	156,448
大網白里市	208,722	244,914	174,588
滝沢市	274,667	402,260	360,420
富谷市	354,848	442,637	335,462
那珂川市	203,066	467,246	212,787

※前3年度平均と比べて、平均70%増加しています。

## 3-13. コスト・手続き②

### ○住民の手続き

住所表記変更に伴う手続きは以下のものが見込まれます。  
なお、市制施行の際には改めて確認し、一覧を作成して住民の皆様に配布します。

※那珂川市の場合、手続きや確認が必要なものは115件のうち10件

#### A. 個人での手続きが不要と見込まれるもの（例）

運転免許証	マイナンバーカード	パスポート
電気	ガス	水道
NTT	戸籍	住民票
印鑑登録証（カード）	年金手帳	不動産の権利書

#### B. 会社によっては対応が必要と見込まれるもの（例）

預貯金、生命保険、クレジットカード、各種営業許可証、携帯電話

## 3-14. コスト・手続き③

### ○事業者における対応

住民と同様、町内事業者においても住所表記変更に伴う手続きが発生します。（登記関係の変更手続きは不要の見込み）

各事業者においては、印刷物等の修正が発生することも考えられますが、

- ・ 住民や事業者の方のコストを町で負担することは、公益性の観点から困難であること
  - ・ 他の自治体においても各事業者にて実施していること
- を踏まえ、各事業者において実施していただくこととします。

## 3-15. 変わること・変わらないこと①

### ○自治体の名称・住所表示

「府中町」が「〇〇市」に変わり、「安芸郡」が無くなります。

(例:府中町役場の場合)

現在：広島県 安芸郡 府中町 大通三丁目5番1号

変更後：広島県 〇〇市 大通三丁目5番1号

※市の名称については、アンケートによる意見や審議会での議論を踏まえ、検討を行います。

### ○税金や料金

町の税金や料金（介護保険料など）が変わることはありません。  
また、所得税（国税）や自動車税（県税）の税率も変わりません。

## 3-16. 変わること・変わらないこと②

### ○行政サービス

一般的には、市になることで、福祉事務所（生活保護や児童福祉などの業務を行う）の設置など、県から移譲される事務があります。

当町の場合、既に福祉事務所を設置しており、大きな変化はありませんが、いくつかの事務は、県から移譲を受けることとなります。

#### 【移譲事務の例】

墓地等の経営許可、立入検査、報告要求等  
騒音等の規制地域の指定及び規制基準の設定 など

## 3-17. 当町における今後の在り方(まとめ)

- 人口減少など今後の自治体が直面する課題に対処し、継続した発展につなげていくためには、地域に「人」「モノ」「情報」「仕事」を呼び込んでくる必要があります。  
そのためには、地域の魅力やブランド力を高め、外に向けて発信していくことが重要になります。
- 市制施行は、短期的には変化は少なく、一定の費用もかかりますが、当町は市制施行ができる全国で唯一の自治体であり注目度が高く、「都市機能を備えた街」といった当町の実態を最も分かりやすく発信できることから、長期的な視点で、魅力の向上や発信に大きな効果が見込まれます。
- このため、将来世代に向けたまちの発展・成長を目指すにあたり、当町における在り方として「市制施行は有力な選択肢である」と考えています。

## 4. 審議について

## 4. 審議について

今後自治体が直面する課題や、自治体として目指すべき方向性を踏まえて、地域の持続した発展につなげていくための、「**当町における今後の在り方**」について審議をお願いします。